

## 役員等（理事、監事及び評議員）の報酬等に関する規程

### （目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人全日本科学技術協会（以下「本法人」という。）の定款第16条及び第34条の規定に基づき、常勤理事及びその他の理事並びに監事及び評議員の報酬及び費用の支給について定める。

### （定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第12条に基づき選任された者をいう。
- (3) 常勤理事とは、役員のうち、本法人を主たる勤務場所とし、週3日以上勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤理事以外の理事及び監事をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### （報酬等の支給）

第3条 本法人は、常勤理事に対して、評議員会が定める毎年度の総額を超えない範囲で、報酬を支給する。

また、非常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、評議員会が定める毎年度の総額を超えない範囲において、評議員会等に出席等の場合は報酬を支給することができる。
- 3 役員等については、賞与を支給しない。
- 4 役員等については、退職金を支給しない。

### （報酬等の支給額）

第4条 役員等の年間報酬総額は、（別表1）の通りとする。

2 役員の報酬は、常勤理事にあつては、評議員会が定める各年度の総額を超えない範囲で、また、非常勤理事のうち業務執行理事については職務執行の対価として内規に定める報酬を支給する。理事会等職務（常勤理事、非常勤業務執行理事を除く）の出席等の場合は、1人1回当たり原則として1万円を報酬として支給することができる。

監事にあつては、職務の執行として理事会・評議員会等への出席等の場合は、1人1回当たり1万円を報酬として支給することができる。

3 評議員にあつては、評議員会等に出席等の場合は、1人1回当たり1万円を報酬として支給することができる。

#### （控除）

第5条 報酬より控除するものは法令等によるものとする。

#### （報酬の支給日）

第6条 常勤理事にあつては、毎月25日に支給する。また、非常勤業務執行理事にあつては毎月10日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる時は、その前日に支給する。

2. 前項以外の非常勤役員の報酬は、理事会への出席またはその他の職務執行の都度の支給を原則とする。

3. 評議員の報酬は、評議員会の出席またはその他の職務執行の都度に支給する。

#### （報酬の支給方法）

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

#### （費用）

第8条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、通常の交通機関利用による、自宅から本法人事務局までとする。

3 役員及び評議員には、職務の執行に係る出張に要する費用（宿泊費を含む）は、別途定めて支給する。

#### （公表）

第9条 本法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の全部または一部を改訂するときは、評議員会の議決を得ることを必要とする。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人への登記の日から施行する。
- 2 この改定は平成 26 年 6 月 1 日より摘要する。
- 3 この改定は平成28年12月 1 日より適用する。
- 4 この改定は令和 2 年 4 月 1 日より適用する。
- 5 この改定は令和 4 年10月 1 日より適用する。

(別表 1)

区 分	勤務形態	年間報酬総額 (円)	備 考
理 事	常 勤	1, 200, 000	理事各1名分
理 事	非常勤	3, 000, 000	理事長 (非常勤) 及び専務理事、常務理事の報酬は規程集 (報酬内規) に定める
監 事	非常勤	160, 000	
評議員	非常勤	800, 000	